

球磨村告示第6号

令和8年第2回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年3月5日

球磨村長 大岩 禎一

1 期 日 令和8年3月12日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

梶木 啓介君

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

東 純一君

高澤 康成君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

田代 利一君

3月13日に応招した議員

同 上

3月17日に応招した議員

〃

3月18日に応招した議員

〃

3月19日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和8年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和8年3月12日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和8年3月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 議案第6号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第5 議案第7号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第6 議案第8号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第7 議案第9号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和6年度実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第8 議案第10号 工事請負変更契約の締結について(茂呂葉頭首工災害復旧工事)
- 日程第9 議案第11号 工事請負変更契約の締結について(村道神瀬高沢線道路災害復旧工事)
- 日程第10 議案第12号 工事請負変更契約の締結について(神瀬地区復興まちづくり支援施設新築工事)
- 日程第11 議案第13号 財産の取得について
- 日程第12 議案第14号 財産の減額貸付について
- 日程第13 議案第15号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第16号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第17号 球磨村診療所の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第18号 球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 球磨村敬老年金等給付条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第22号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第28 議案第30号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第29 議案第31号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第30 議案第32号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第31 議案第33号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第32 議案第34号 令和8年度球磨村一般会計予算について
- 日程第33 議案第35号 令和8年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第36号 令和8年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第37号 令和8年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第38号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算について
- 日程第37 同意第2号 球磨村教育委員会委員任命の同意について
- 日程第38 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第39 同意第4号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第40 同意第5号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第41 同意第6号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第42 同意第7号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第43 同意第8号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第44 同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 議案第6号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第5 議案第7号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第6 議案第8号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第7 議案第9号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和6年度実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第8 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（茂呂葉頭首工災害復旧工事）
- 日程第9 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（村道神瀬高沢線道路災害復旧工事）
- 日程第10 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（神瀬地区復興まちづくり支援施設新築工事）
- 日程第11 議案第13号 財産の取得について
- 日程第12 議案第14号 財産の減額貸付について
- 日程第13 議案第15号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第16号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第17号 球磨村診療所の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第18号 球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 球磨村敬老年金等給付条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第24 議案第26号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第28 議案第30号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第29 議案第31号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第30 議案第32号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第31 議案第33号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第32 議案第34号 令和8年度球磨村一般会計予算について
- 日程第33 議案第35号 令和8年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第36号 令和8年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第37号 令和8年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第38号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算について
- 日程第37 同意第2号 球磨村教育委員会委員任命の同意について
- 日程第38 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第39 同意第4号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第40 同意第5号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第41 同意第6号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第42 同意第7号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第43 同意第8号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第44 同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

出席議員（8名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 槻木 啓介君 | 2 番 | 永椎樹一郎君 |
| 3 番 | 西林 尚賜君 | 4 番 | 東 純一君 |
| 5 番 | 高澤 康成君 | 6 番 | 嶽本 孝司君 |
| 7 番 | 舟戸 治生君 | 8 番 | 田代 利一君 |

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

村長	大岩 禎一君	教育長	大瀬 克彦君
政策審議監	門垣 文輝君	総務課長	高永 幸夫君
復興推進課長	蔵谷 健君	税務住民課長	大岩 正明君
保健福祉課長	友尻 陽介君	産業振興課長	淋 辰生君
農業委員会事務局長	山口 智幸君	建設課長	毎床 公司君
会計管理者	松舟 祐二君	教育課長	毎床 貴哉君

午前10時00分開会

○議長（田代 利一君） おはようございます。本日は、第2回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、12月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、12月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査員、永椎樹一郎君にその報告をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） おはようございます。12月定例議会以降の例月出納検査の結果についてご報告を申し上げます。

令和7年11月分、同じく12月分、令和8年1月分の結果につきましては、報告書のコピーをお手元に配付をしておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてございますので、御覧をいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条

の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、3番、西林尚賜君、4番、東純一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの8日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（田代 利一君） 次に、日程第3、一部事務組合議会報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） それでは、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和8年2月26日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

球磨村議会の選挙に伴い、議長が不在となっており、議長が決定するまで人吉市、田中哲副議長が議長の職を行いました。

日程第1、仮議席の指定は、議長選挙が終わるまでの間、着席の席を仮議席として指定をされました。

日程第2、議長選挙は、指名推薦で行うことが決定し、各地区から選出された8名の選考員により、あさぎり町、山口和幸議員が推薦され、全会一致によって議長に当選をされました。

山口和幸議長より、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の辞職願が出され、追加日程として審議することに決定をいたしました。

新たに、議事日程第1号の追加1を配付し、議事日程に従い、審議をいたしました。

追加日程第1、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の辞職では、まず、山口和幸議員の退場を求め、辞職について審議し、許可することが決定をいたしました。

新たに、議事日程第1号の追加2を配付し、議事日程に従い、審議をいたしました。

追加日程第1、議席の指定は、球磨村議会から新たに選出されました永椎樹一郎議員を20番、槻木啓介議員を21番に議長から指定をされて、併せて、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員に指名をされました。

追加日程第2、会議録署名議員の指名は、9番、多良木町、源嶋たまみ議員、10番、湯前町、遠坂道太議員が指名をされました。

追加日程第3、会期の決定は、山江村、中村龍喜議会運営委員会委員長の報告の後、会議を2月26日に開会し、2月27日から3月23日までを休会、3月24日を閉会とする27日に決定をいたしました。

追加日程第4、議会運営委員会委員の選任は、球磨村議会議員の選挙に伴い欠員となっている1名を下球磨地区の議員から選出し、球磨村、20番、永椎樹一郎議員を委員に選出をいたしました。

追加日程第5、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の互選は、議長選挙によって委員長が不在となったため、委員会を開催し、委員会の互選を行った結果、委員長に人吉市、西信八郎議員が互選されました。

委員長の互選によって副委員長が不在となったため、同委員会で日程を追加し、新たに副委員長の互選を行った結果、副委員長に湯前町、遠坂道太議員が互選をされました。

追加日程第6、行政報告は、理事会代表理事から令和7年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

追加日程第7、議案第1号人吉球磨広域行政組合議会一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第8、議案第2号令和7年度人吉球磨広域行政組合議会一般会計補正予算（第5号）、追加日程第9、議案第3号令和8年度人吉球磨広域行政組合議会一般会計予算、追加日程第10、議案第4号令和8年度人吉球磨広域行政組合議会一般会計経費の負担の総額、この4件の提案理由を一括して理事会代表理事から説明を受けました。

続けて、議案第1号及び議案第2号の2件について補足説明を受け、議案ごとに審議、採決を行い、2件とも原案のとおり可決をいたしました。

以上で、定例会1日目の審議を終了し、散会といたしました。

なお、一般質問及び議案第3号並びに議案第4号の当初予算関係の採決は、閉会日の3月24日に行うこととなっております。

以上、令和8年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議の結果について報告をいたします。

○議長（田代 利一君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） おはようございます。令和8年3月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会会議結果についてご報告をいたします。

1、日時。令和8年3月6日金曜日。

2、場所。人吉下球磨消防組合消防本部会議場。

3、出席者。議員8名。執行部、管理者5名。管理代行者1名。監査員1名。職員7名。事務局2名。計24名で行われております。

4、会議結果。日程第1、議席の指定。

球磨村議会の選挙に伴う議席の指定が行われております。

1番、西林尚賜議員、球磨村選出。2番、中村俊也議員、五木村選出。3番、黒木正照議員、相良村選出。4番、松村太議員、人吉市選出。5番、平田清吉議員、人吉市選出。6番、西孝恒議員、山江村選出。7番、村上恵一議員、人吉市選出。8番、竹田農利人議員、錦町選出となっております。

日程第2、会期の決定。令和8年3月3日、1日間と決定。

日程第3、会議録署名議員の指名。

5番、平田清吉議員、人吉市選出。6番、西孝恒議員、山江村選出を指名。

日程第4、議案第1号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

屋外などで、テントや空きだるにサウナストーブを設置する事例が増加していることを踏まえ、サウナ設備の種別や安全性に応じた規制内容となるよう、対象各設備等に関する総務省省令の一部が改正されたこと。

また、大規模地震時の電気火災対策として、感電ブレーカーの普及推進が必要であるとされたことから、人吉下球磨消防組合火災条例の一部を改正するもの。令和8年4月1日施行。原案可決。

日程第5、議案第2号令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）について。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億8,550万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,380万円とするもの。増減内訳詳細は、資料の別紙1を参照願います。原案可決。

日程第6、議案第3号令和8年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,276万5千円とするもの。対前年比では2億6,344万5千円の減額。増減内訳詳細は、別紙2を参照願います。原案可決。

日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

令和8年1月28日に開催した第22回消防庁舎建設に関する特別委員会の概要について報告。執行部より経過報告と経過に伴う消防本部中央消防署庁舎建設スケジュールについて提案がある。

建設予定地の文化財試掘調査の結果、昨年12月下旬に約3万年前の石器や7,000年前の土器が確認をされ、新庁舎建設予定地が新たに血気ヶ峰B遺跡として埋蔵文化財包蔵地に登録を

され、本調査を行うとの報告。本調査スケジュールについては、令和8年6月ごろに着手、年度末の令和9年3月末までに完了を予定で、人吉市において実施。調査費については、7,700万円を見込んでおり、開発者による負担となることから、令和8年度当初予算に歳入予算で緊急防災・減災事業債の起債分、歳出予算で人吉市への負担金を計上する予定との報告。

また、本調査のほか、発掘現場の製図や写真記録、書類作成等に別途費用がかかり、500万円前後を見込むとの報告。

委員からは、スケジュールの見直しにより、緊急防災・減災事業債の活用への影響、建設費の増額についての質問があり、執行部から緊急防災・減災事業債の活用については、期限の延長が決定されたため、活用できるとの見込みであること、建設費の増額は、現時点では未定との回答がある。

また、事業全体の終了予定はどれくらいになるのかとの質問に対し、令和9年度から造成工事、令和10年度中に建設工事を着手、令和12年度中に運用開始ができるのではないかと回答がある。

審議の結果、提案された事業スケジュールについて全会一致で認めることとした。

議会閉会中においても必要に応じ、特別委員会を開催することを確認し、閉会。

以上、人吉下球磨消防組合議会定例会の報告となります。

○議長（田代 利一君） 以上で、一部組合議会の報告を終わります。

ここで、村長から所信表明の申出がっておりますので、これを許可します。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） ただいま議長のお許しを頂きましたので、本日、令和8年第2回球磨村議会定例会の開会に当たり、村政運営に対する私の所信を述べ、議員各員並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今から述べます所信表明につきましては、今議会でご審議いただけるものも含まれておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、このたびの選挙におきまして、村民の皆様からの信任を賜り、球磨村長の重責を担わせていただくこととなりました。

1月26日の就任式において、私は、職員に対して村の未来と村民の暮らしを変えるのは政策と実行力、団結は推進力であると訓示いたしました。

全ての地域、全ての世代にとって暮らしやすく、希望の持てる村を取り戻すためには、具体的な政策とそれを形にする実行力が必要です。

そして、村民の皆様、村を支える職員、村民の負託を受けた議員との間に強固な信頼関係と団結があつてこそ、力強い推進力が生まれると確信しております。

村民の暮らしを第一に、皆様からのご期待にお応えできるよう、誠心誠意努めてまいり所存であります。

まず初めに、現在、村政が抱える複数の課題については、スピード感を持って解決に取り組んでまいります。これまで議論となってきた課題については、村民の皆様の声を十分聞きながら着実に整理し、村政の停滞を解消していきたいと考えております。

球磨診療所については、存続について村民の皆様にもご心配をおかけしておりましたが、現在の医院長に一般社団法人を設立していただき、村が指定管理を委託することにより、これまで同様の診察を続けていただくことといたします。

義務教育学校球磨清流学園一体型校舎の整備については、学校施設検討委員会により、整備費用と教育活動の視点で検討され、最終的には、教育活動を重視すべきとの意見と新築と増築でも村負担額が極端に変わらないことにより、より広い整備面積が確保でき、施設の維持費も軽減が期待される南側校舎での一体型校舎の整備を行うとの意見でまとまりました。

これを受けて、教育長とともに県教育委員会に2を要望に参りましたが、県のコメントとしては、被災後既に5年が経過し、清流学園が開校して2年目、今後の一体型校舎整備期間を考えると、スケジュール的にはタイムリミットということでございました。

このようなことから、3月9日には国・県・村とのオンライン会議を開始し、令和8年度に基本設計に着手し、令和12年4月には新たな一体型校舎の供用開始に向け取り組んでいくことといたします。

千寿園の駐車場無償貸付けについては、現在の駐車場敷地の利用状況や議会からのご意見を踏まえ、再度、法令や判例を精査した結果、本年4月から有償貸付けに切り替えたいと考えております。

一勝地温泉「かわせみ」に係る賃金未払い問題については、議会から村の委託業者への運営管理についてのご指摘等も踏まえ、前指定管理委託業者の破産手続の完了を待って、村が救済する方向で整理できないか検討することといたします。

次に、私のマニフェストの基本理念は、「どの地域も誰一人取り残さない」ことであり、これを実現するために、“夢を持てる球磨村”、“住んでよかった球磨村”のむらづくりに、以下の5つの政策の柱で取り組んでまいります。

1つ目の柱は、「安心して暮らせるむらづくり」です。

村民が安心して暮らせる環境の整備は最優先です。全ての村民の暮らしを守るために防災・減災対策や村道渡大槻線の水篠地内の道路拡張をはじめ、水道等生活基盤の整備を進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、シカやイノシシによる被害が増大していることから、鳥獣被害防止対策を強化し、農林

業の安定を図ります。

具体的には、令和8年度からくくり罾に対する助成のほか、捕獲奨励金を1頭当たり捕獲で2千円、更に現在、整備を進めているジビエ解体処理加工施設に搬入した場合は、4千円の上乗せをするよう見直し、ジビエを村の貴重な資源として活用することに取り組みます。

また、村政の運営に当たって、今後は、村の中長期にわたる財政状況の見通しを村民に対して正しく公表した上で、将来を見据えた持続可能な施策を推進いたします。

政策を実現するためには、持続可能な財政運営が重要であり、ふるさと納税制度の活用などにより財源確保を図り、効果的かつ効率的な行政運営に努めてまいります。

令和8年度からは、「ふるさと創生室」を新たに設け、ふるさと納税の推進による財源確保に徹底して取り組み、同時に返礼品の開発などにより球磨村の魅力を発信することで地域活性化の仕組みを作りたいと考えております。

2つ目の柱は、「健康で生きがいのあるむらづくり」です。

高齢化が進む中であっても、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、医療・福祉の充実を図り、健康で生きがいを持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

球磨村診療所の存続を最優先に、誰もが必要な医療を受けられる体制を確保いたします。

ワクチン接種についても、重篤化を防ぐため18歳以下の子どもや65歳以上の高齢者を対象に接種費用の負担軽減について検討いたします。

次に、現在の地域支え合いセンターの仕組みを再構築し、これまで豪雨災害の被災者を中心に支援してまいりましたが、高齢者、独居高齢者、障害者などの健康や生活、悩み相談を行い、孤独化や生活不安の解消に努めます。

そして、村民が参加できる交流の場やサークル活動、生涯スポーツを推進し、村民の健康づくりと生きがいづくりの支援に努めます。

また、健診、健康づくり、ボランティアなどの参加に応じたポイント制度を構築し、健康寿命を伸ばす取組を推進いたします。

次に、エスペランサ桜峯の入居者をはじめ、村民の生きがいづくりの場として農園の整備、貸出しについてのニーズ調査を行った上で、農園の整備を行います。

敬老祝い金については、令和8年度から制度を改定し、定められた年齢だけでなく、75歳以上の全ての高齢者に対して、敬老年金として毎年1万円を給付いたします。

高齢者の運転免許返納後の交通手段については、安全と生活の両立ができるように整備したいと考えております。産交バスについても、エスペランサ桜峯及び村営別府峯住宅への乗り入れを進めるほか、村内のコミュニティバスの利便性の向上に努めてまいります。

3つ目は、「心豊かな人を育むむらづくり」です。

教育と子育て環境の充実、村の未来そのものです。

地方にしながら都市部以上の魅力的な教育に取り組み、都市部では体験できない自然を生かした学びと少人数であることを強みに、子ども達の学力向上への取組を徹底し、児童生徒の将来を見通した学習や人づくりの教育の充実に努めます。

次に、アフタースクールを活用して習字やそろばんなど、児童生徒の多様な能力を育てる機会を提供するとともに、子ども達の身近な遊び場として滑り台や砂場など、危険性の少ないインクルーシブ遊具を数多く設置した、村内外の家族が遊べる魅力的な広場、公園を整備します。

人口減少と少子化問題は、喫緊の課題であり、早急に対応しなければ保育園の存続、ひいては学校の存続、そして村の存続にも影響を及ぼしかねません。早急に安心して子どもを産み育てられる移住環境を整備するため、渡、一勝地地域に村有地を活用した村営住宅を先行投資的に整備いたします。

更に、渡グラウンドにある仮設住宅については、全て村が無償で譲渡を受けることで手続を進めており、独居高齢者の移住先として活用するほか、村内企業や工事関係者も含め、あらゆる移住定住希望者の受入れの促進に努めてまいります。

球磨村において、心豊かな人を育み、特色ある教育活動を整備することは、移住定住につながる重要な要素であると考えております。

4つ目の柱は、「仕事を生み出し、にぎわいをつくるむらづくり」です。

球磨村の物や地域資源、人や地域の産業を徹底して活用し、地産地消と経済循環を促進し、村の活性化につなげてまいります。

にぎわい創出の観点からは、国や県、JRとの協力、支援をいただきながら、旧渡小学校跡地一帯に道の駅と小川沿いには緊急時のヘリポートを整備するほか、村外に依存しなくても買物ができる生活要件がそろった環境と、それに連動したコミュニティバスの交通体系の整備を目指します。

まず、令和8年度には、道の駅が整備されるまでの間、農林水産物や加工品等の直売所を設けます。その上で、農事法人やシルバー人材センター、地域の農業者等と連携し、荒廃農地を活用したかぼちゃ、栗など、手間のかからない新たな農産物の産地化に努めることとし、令和8年度は、荒廃農地を活用したかぼちゃ生産の試験栽培に取り組むたいと考えております。

また、ジビエ解体加工処理施設を新たに整備し、処理能力が向上することから、ジビエを貴重な資源として、付加価値の高い食肉用として加工品開発を行いながらジビエの里づくりを推進いたします。

次に、森林や球磨川など、豊かな自然を生かした新たな体験型のサービス産地を創出するほか、ラフティングをはじめとした体験型のサービスをふるさと納税への返礼品としての商品化を進め

ます。

村の9割を占める森林については、森林所有者の高齢化が進み、木材販売による収益の期待の高まりと、今後の境界管理と森林管理への不安が高まっていることから、広域での伐採と伐採後は一斉に再造林し、大きくくりでの共有団地化を推進し、森林組合の森林経営管理委託を推進します。

また、1,200ヘクタールの村有林については、これまで年間10ヘクタールの伐採による法正林化に取り組み、販売収益については球磨村水源資源活用基金として水道料金の低減や水道施設の整備等に充当されてきました。

森林の若返りと、今後も引き続き水道施設の維持管理費用の捻出や水道料金の低減化を図るほか、一般財源の確保の観点からも、年間の伐採量を令和8年度から増やしていく方向で調整を行います。

5つ目の柱は、「人吉球磨広域で進めるむらづくり」です。

球磨村の発展に広域連携は欠かすことができません。

命と清流を守る緑の流域性を推進し、安全な地域環境を確保します。

また、国・県・関係市町村と連携し、鉄道、道路の復旧による経済活性を図るとともに、球磨川を核とした観光振興に取り組みます。

地域の枠を超えた協力こそ、球磨村の未来を支える力と考えております。

これら5つの政策に加え、国や県が進める復旧復興事業にあたり、遊水地の公園整備に村民が最大限利用できる面積を要望するほか、引堤の背面の面積かさ上げや荒廃農地への不要残土の受入れなどを要望することで、今後の村の復旧計画に必要な土地利用を確保していきます。

そして、国・県へ役場職員を派遣することにより連携を強化し、村の地方創生につながる人材育成を図ります。現在、まだ決定は致しておりませんが、国の地方創生につながる部署への4月からの職員派遣手続を進めているところです。

ただいま述べました私が取り組む政策については、今後、球磨村総合計画の改定を行い、進めていくことといたします。

その中でも、球磨村が今すぐ取り組むべき最重要課題は、「ふるさと納税制度等による自主財源の確保」と「先行投資してでも行う少子化対策」と考えており、このことについては全力で進めてまいります。

私は、先人たちが育んできたこの美しい球磨村の「新しい未来」を切り開いていくために、これまで行政現場で培った経験と人脈を最大限に生かし、“夢を持てる球磨村”、“住んでよかった球磨村”、そして「誇れる球磨村」の実現に向けて、全身全霊で村政運営に邁進してまいる覚悟でございます。

議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

令和8年3月12日。球磨村長、大岩禎一。

よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） それでは、議案の上程を行います。

日程第4．議案第6号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（田代 利一君） 日程第4、議案第6号球磨村過疎地域持続的発展計画の策定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今回の定例会では、議案33件、同意8件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いただきました議案第6号球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、通称新過疎法に基づき、財政上の特別措置等を引き続き活用するため、今後5年間の球磨村過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。

本計画は、あらかじめ県知事との協議を終えておりますが、新過疎法第8条の規定に基づき、議会の議決を得る必要がございます。

議決をいただきますと、直ちに公表するとともに総務大臣に提出することとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第5．議案第7号 辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第5、議案第7号辺地に係る総合整備計画の策定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第7号辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、通称辺地法によるものであり、渡辺地、一勝地辺地、神瀬辺地の3地域につきまして、令和8年度から令和12年度まで5年間の総合整備計画を策定いたしました。

本計画は、あらかじめ県知事との協議を終えておりますが、辺地法第3条の規定に基づき、議

会の議決を得て総務大臣に提出することとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 6. 議案第 8 号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 6、議案第 8 号球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 8 号球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由を説明させていただきます。

本議案は、球磨村管内宅地かさ上げ事業の執行に関する国との協定につきまして、令和 7 年 4 月 16 日に村負担額 4,364 万 3,199 円で協定を締結しておりましたが、今回、村負担額を 636 万 9,546 円増額し、5,001 万 2,745 円に変更いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、鶴口地区の宅地かさ上げ工事について、工事の契約変更に伴い工事費を精査した結果、増額となっております。

ご審議の上、ご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 7. 議案第 9 号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和 6 年度実施協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 7、議案第 9 号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和 6 年度実施協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 9 号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和 6 年度実施協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年第 3 回球磨村本議会において議決いただきました球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和 6 年度実施協定について、協定金額を 352 万 9,502 円減額し、2 億 2,170 万 5,498 円に変更いたしたく、地方自治法 96 条第 1 項第 5 号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、宅地造成及び避難路整備工事に係る事業費について、委託先である熊本県の事業実施実績を踏まえ、減額を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 8. 議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について（茂呂葉頭首工災害復旧工事）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 8、議案第 10 号工事請負変更契約の締結について（茂呂葉頭首工災害復旧工事）を上程します。

この案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました第 10 号工事請負契約変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和 5 年第 8 回球磨村議会臨時会において議決いただきました茂呂葉頭首工災害復旧工事において、契約金額を 212 万 8,460 円増額し、8,132 万 8,466 円に変更いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、令和 7 年 5 月の豪雨により、頭首工水叩き止め擁壁の流出に伴う擁壁工の追加、構造物撤去の数量の増、水路工延長の増、出水期の工事一時中止に伴う仮設護床ブロック設置、撤去を追加したことによる増額でございます。

ご審議の上、決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 9. 議案第 11 号 工事請負変更契約の締結について（村道神瀬高沢線道路災害復旧工事）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 9、議案第 11 号工事請負変更契約の締結について（村道神瀬高沢線道路災害復旧工事）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 11 号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年第 11 回球磨村議会臨時会において、議決いただきました村道神瀬高沢線道路災害復旧工事において、契約金額を 3,895 万 7 千円増額し、7 億 4,845 万 7 千円に変更いたしたく、地方自治法 96 条第 1 項第 5 号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、令和 7 年 4 月以降の労務単価の上昇及びインフレにより資材単価の高騰が続いていることを受け、請負代金が著しく不相当となっていることから、球磨村公共工事請負契約約

款第25条第6項の規定に基づき、工事請負契約の増額変更を行うものでございます。

また、仮設工においてもモノレールを3台計上しておりましたが、資材重量が重く、当初設計していたモノレールでは資材の運搬が困難なため、モノレールを2台減らし、ケーブルクレーンに変更いたしております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第10. 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（神瀬地区復興まちづくり支援施設新築工事）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第10、議案第12号工事請負変更契約の締結について（神瀬地区復興まちづくり支援施設新築工事）を上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第12号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和7年第5回球磨村議会臨時会において議決いただきました神瀬地区復興まちづくり支援施設新築工事につきまして、契約金額を1,414万7,416円増額し、3億4,524万7,416円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、浄化槽設置位置の変更による減額、事務室の床をOAフロアに変更したことによる増額、木製額縁等の資材変更による増額などにより、合算の結果、増額となるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11. 議案第13号 財産の取得について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第11、議案第13号財産の取得についてを上程します。

本案件について提出者の説明が求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第13号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、神瀬地区部分林鍋割山管理委員会より、部分林管理の解約承認願に伴い、村が立木を購入するに当たり、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定により、議会の議決を得るものでございます。

購入する財産は、スギ5,025.1立方、ヒノキ1,593立方、合計6,618.1立方で、

経費及び分周率を考慮し取得金額は2,326万6,609円でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12．議案第14号 財産の減額貸付について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第12、議案第14号財産の減額貸付についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました第14号財産の減額貸付について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特別養護老人ホーム千寿園を運営する社会福祉法人慈愛会に対し、村有財産を本来の借地料の10分の1に減額して貸し付けるに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

減額して貸付を行う財産は、大字渡乙880番地20の雑種地で、現在千寿園の駐車場となっている土地でございます。

これまで千寿園の建物と駐車場につきましては、公益的事業に供する部分と判断し球磨村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づき一体的に無償で貸付を行ってきました。

しかし、現在の駐車場敷地の利用状況や議会からのご意見等を踏まえ、再度法令や判例等を精査した結果、駐車場は公益需用に当たらないと判断したことから、本年の4月より駐車場敷地のみ有償契約に切替えることにいたしました。

なお、社会福祉法人慈愛会は本村の地域福祉を支える重要な法人であるため、減額して貸付を行うことで法人の運営を支援していきたいと考えております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13．議案第15号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第13、議案第15号球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第15号球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和8年3月31日で指定管理の期間が満了する「せせらぎ」につきましては、新たに指定管理者の公募のため、令和7年12月25日から令和8年2月6日までの間、広告を行い、村ウェブサイトや区長文書、広報紙にて広く周知を行ったところでございます。

その結果、社会福祉法人球磨村社会福祉協議会からの指定の申請書が提出されました。

このようなことから、2月16日に指定管理候補の選定委員会を開催し、この団体を候補者として選定したところでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により、議会の議決を経て指定することとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第14．議案第16号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第14、議案第16号田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第16号田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

令和8年3月31日で指定管理の期間が満了するさんがうらにつきましては、新たに指定管理者の公募を行うため、令和7年12月25日から令和8年2月6日までの間、広告を行い、村ウェブサイトや区長文書、広報紙にて広く周知を図ったところでございます。

その結果、2団体からの申請書が提出され、2月16日に指定管理候補者選定委員会を開催し、田舎の体験交流館「さんがうら」運営委員会を候補者として選定したところでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により、議会の議決を経て指定することとなっております。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第15．議案第17号 球磨村診療所の指定管理者の指定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第15、議案第17号球磨村診療所の指定管理者の指定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第17号球磨村診療所の指定管理者の選定について提案理由をご説明申し上げます。

球磨村診療所は、平成11年の民間法人による開設以来、村民への医療提供に大変重要な役割を担ってきました。このような中、令和7年度末をもって民間法人による運営の診療所は閉鎖されることとなりました。

現法人からの撤退の方針を受け、村としては村で開設し、運営を指定管理方式で行う方針で医療機関と内外で交渉してまいりましたが選定にはいたりませんでした。

そうした中、これまで診療所を審査していた現医院長が球磨村の未来と患者のことを憂い、自ら法人を立ち上げ診療を続ける決断をされました。

このようなことから、令和8年4月1日からこれまで同様に継続してきた診療ができるよう、一般社団法人球磨村診療所を指定管理者候補として設定したところでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により議会の議決を経て指定することとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第16．議案第18号 球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第16、議案第18号球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第18号球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を説明申し上げます。

現在、神瀬の今平地区内において建設中である球磨村神瀬復興まちづくり支援施設につきましては、名称を球磨村コミュニティセンター神瀬として、住民の方が気軽に集い交流できる場として活用し、災害時には避難施設として利用できるよう村の施設として管理するために必要な事項について新たに条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17．議案第19号 球磨村敬老年金等給付条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第17、議案第19号球磨村敬老年金等給付条例の制定について上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第19号球磨村敬老年金等給付条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

現在、村独自の取組として、満77歳の喜寿の方に2万円、88歳の米寿の方に5万円、100歳に達した方へは10万円のお祝い金を給付いたしております。

今回、引き続き1年以上住所を有する75歳以上の方々へ、等しく毎年1万円の敬老年金を給付するために条例を制定するものでございます。なお、喜寿、米寿の方にお祝い金は廃止いたしますが、100歳のお祝い金は残すことといたしております。

私が目指す健康で生きがいのある村づくりの一環として、これまで球磨村を支えてくださった方々に敬意を表しつつ、健康づくり、生きがいづくりの一助となれば幸いであると考えております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 審議の途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

午前10時56分休憩

午前11時06分再開

○議長（田代 利一君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第18．議案第20号 ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第18、議案第20号ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定についてを上程します。

この案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第20号ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和7年7月22日に仮契約を行い、8月4日の第6回球磨村議会臨時会で可決いただきました、ジビエ解体処理加工施設新築工事につきまして、施設が完成し村の竣工検査を令和8年2月26日に行ったところでございます。

本議案は、完成したジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」を村の施設として管理するために、施設の使用に関する取決めや稼働中に発生する費用にかかる負担の明示など、運営上必要となる事項について新たに条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第19．議案第21号 球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第19、議案第21号球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 1 号球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 2 年 7 月豪雨災害後に整備しましたエスペランサ桜峯に「桜峯班」が、別府峯住宅に「別府峯班」が順次設立されており、令和 7 年 1 2 月 1 5 日に塚ノ丸分譲地において「塚ノ丸班」の設立総会が行われたことで、全ての復興整備地域で班組織の基盤が整いましたので、球磨村区設置条例の改正を行うものでございます。

また、行政区 2 区の「今村班」につきましては、遊水地となることから本年度をもって班を解散するとの届出が、現班長よりございました。今村班を削除する改正を併せて行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 2 0. 議案第 2 2 号 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2 0、議案第 2 2 号球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 2 号球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、国家公務員特別職の報酬が平均 2. 8 %改定されたことと、近隣の類似団体の特別職の報酬水準を考慮し、特別職の報酬を引き上げる案を、令和 8 年 2 月 1 7 日に球磨村特別職報酬等審議会に諮問いたしました。

その結果、審議会より、村長、副村長、教育長の給与については約 2 %引き上げと、議員報酬につきましては、原価方式により報酬を算定するよう答申をいただきました。

この答申を踏まえ、関係条例の制定を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 2 1. 議案第 2 3 号 球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2 1、議案第 2 3 号球磨村文化財保護専門委員会設置条例

の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

この案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 3 号球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、文化財保護専門委員会の名称について、他の自治体との整合性を踏まえて文化財保護委員会へ改正を行うとともに文化財保護法の改正に伴い、条ずれが生じた引用文、条文の改正を合わせて行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 2．議案第 2 4 号 球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2 2、議案第 2 4 号球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 4 号球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、文化財保護法の改正により、文化財類型に文化的景観及び伝統的建造物群の 2 種類が追加され、さらに、本条例が引用している条文に条ずれが多数生じているため、条例の全部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 3．議案第 2 5 号 児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2 3、議案第 2 5 号児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 5 号児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたことに伴い、関係条例について整理を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 4. 議案第 2 6 号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例
の全部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2 4、議案第 2 6 号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 6 号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、村直営に伴い令和 7 年 1 月に全部改正を行いました。令和 8 年 4 月 1 日より指定管理者による運営となることから、指定管理者の運営を前提とした条例へ再度全部改正を行うものでございます。

ご審議の上、決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 5. 議案第 2 7 号 球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2 5、議案第 2 7 号球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 7 号球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、現在の気象発表に用いられていない「異常乾燥注意報」を改めるとともに、「防風警報」など風勢に関する気象情報及び林野火災のおそれが高い乾燥時に住民に対して火入れの取扱注意や制限を促す「林野火災に関する注意報」及び「林野火災の予防を目的とした火災に関する警報」が新設されたことに伴い火入れを中止させる要件として、新たに追加するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 6. 議案第 2 8 号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 2 6、議案第 2 8 号球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第 2 8 号球磨村消防団員の定員、任免、給与、

服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、球磨村消防団の活動実態に合わせ、球磨村役場職員が担っていました機能別消防分団につきまして、令和6年度に設置しました球磨村役場職員以外の機能別消防団員に統合するとともに、女性消防隊を創設するために、計数の見直しと団員の種類について規定の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第27. 議案第29号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第28. 議案第30号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第29. 議案第31号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第30. 議案第32号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第31. 議案第33号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第27、議案第29号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第31、議案第33号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和7年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 一括上程いただきました、議案第29号から議案第33号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第29号令和7年度球磨村一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末も近づき、各事業の実績見込み等に基づいて補正を行っております。

まず、歳出からご説明いたします。

予算書25ページから26ページの財産管理費では、老朽化が進んでいる別府峯住宅の玄関改修工事について、国の補助金を有効に活用し前倒しして実施します。また、積立金については、預金利子等の実績に合わせて補正するとともに、ふるさと応援基金積立金については、寄付額の実績見込に合わせて補正しております。また、財政調整基金は、将来の財源として確保するため、歳入総額の実績から積立を行います。さらに、村融資施設整備基金及び公営住宅維持管理基金積立金につきましても、家賃収入等の実績から積立を行います。

予算書26ページの公共交通対策費では、コミュニティバスの運行事業について、燃料費等の高騰に伴い委託料を増額しております。

予算書29ページの社会福祉総務費では、令和6年度自立支援給付費に係る負担金が確定したため、国や県の返還金を計上しております。

予算書30ページの児童措置費では、変更された国の基準額に合わせて、保育所運営費を増額

補正しております。

予算書 33 ページの林業振興費では、有害鳥獣捕獲事業補助金について、鳥獣の捕獲等数が見込みより増加したため、増額補正をしております。林道費では、東俣線において強固な岩盤を掘削する必要があることから、工事費を増額しております。

予算書 36 ページの防災費では、国が補正した補助金を活用し、指定緊急避難所等で使用する消耗品及び備品を前倒しして整備してまいります。

続いて、歳入の主な内容をご説明いたしますと、予算書 17 ページから 21 ページの国・県支出金については、交付決定額や事業費等に合わせて補正をしております。

そのようなことから、今回は 3 億 9,693 万 7 千円を減額し、予算総額 56 億 4,873 万 4 千円とする予算を編成したところでございます。

また、各種事業で年度内での執行が完了できないと見込まれる事業につきましては、別表 2 で繰越明許費として追加補正等のご提案を申し上げます。

なお、予算書 23 ページから 24 ページの村債については、第 3 表にもお示ししておりますとおり、起債協議額等に合わせて補正しております。

次に、議案第 30 号令和 7 年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、基金積立金において実績に合わせて積立金を増額しております。

歳入につきましては、基金積立金の財源として繰越金を増額し、また、一般会計繰入金において実績に合わせて減額しております。

このようなことから、今回は 10 万 8 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,895 万 3 千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第 31 号令和 7 年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金において、保険基盤安定負担金決定額に合わせて減額しております。

歳入では、後期高齢者医療特別保険料において資格移動による保険料の増額並びに一般会計繰入金において、保険基盤安定負担金決定額に合わせて減額しております。

このようなことから、今回は 151 万 9 千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 6,441 万 6 千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第 32 号令和 7 年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

歳出では、保険給付費で実績見込みに合わせた補正と国・県負担金等に合わせた財源組替を行

っております。

歳入では、国・県負担金補助金、支払基金交付金を交付決定に合わせて補正しております。また、一般財源として繰越金を追加し、介護給付費準備基金からの繰入金を減額しております。

このようなことから、今回は3,873万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億385万8千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第33号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

歳出では、一般管理費、施設整備費及び災害復旧費を実績見込みに応じて減額しております。また、地方債の長期借入金、償還金の元金及び利子が不足するため、公債費を減額しております。

歳入では、地方債を実績見込みに応じて減額しており、それぞれに伴う不足額の繰入金に求めています。また、長期借入金、償還金の元金及び利子の一部を繰入金及び繰越金に求めています。

このようなことから、今回は2,081万3千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,052万6千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和7年度一般会計並びに各特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第32. 議案第34号 令和8年度球磨村一般会計予算について

日程第33. 議案第35号 令和8年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第34. 議案第36号 令和8年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第35. 議案第37号 令和8年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第36. 議案第38号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第32、議案第34号令和8年度球磨村一般会計予算から、日程第36、議案第38号令和8年度球磨村簡易水道特別会計予算までは、令和8年度の一般会計及び特別会計予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 一括上程いただきました、議案第34号から議案38号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第34号令和8年度球磨村一般会計予算について、ご説明申し上げます。

令和8年度一般会計当初予算の総額は、令和7年度と比べ500万円減の54億4,300万円としております。

初めに歳入についてご説明申し上げます。

村税については、法人村民税において、復旧事業関連進捗に伴う事業規模の縮小や事業廃止が見込まれることから、前年度比390万円減の560万円を計上しております。

地方交付税については、普通交付税をこれまでの実績を踏まえ18億円を計上するとともに、特別交付税については地域おこし協力隊に係るルール分を見込んでおります。

国庫支出金及び県支出金につきましては、各事業の実施に伴う負担金や補助金等を計上しております。

寄付金については、個人版ふるさと納税6,000万円を目標額として設定し、取組を推進してまいります。

繰入金については、各基金の目的に合致した事業への活用を図ることとし、村債については、辺地債、過疎債等の交付税措置率の高い有利な起債を中心に、投資的事業等を財源として活用することとしております。

続いて、歳出についてご説明いたします。

議会費については、議会のより一層の透明性を向上を目的として、審議のリアルタイム及びオンデマンド配信を実施いたします。時間や場所にとらわれない視聴環境を整備することで、「開かれた議会」の推進に寄与してまいります。

総務費では、財産管理費において、別府峯村有住宅の駐車場舗装及び玄関改修を実施し、利用者の安全性向上を図ります。また、高齢者生活福祉センター「せせらぎ」において、耐用年数が経過したエレベーターの更新工事に取り組み、高齢者等に配慮した移動環境の確保を図ります。

神瀬地区鍋割山の部分林については、本村の貴重な森林資源を将来にわたり適正に管理し、その広域的機能を確保するため、立木取得による費用を計上しております。

企画費では、移住定住の促進を図るため、木造仮設住宅を改修し移住体験利用住宅として整備いたします。既存ストックを有効活用しながら、本村への円滑な転入につなげる受け皿づくりに取り組んでまいります。

災害対策費では、渡地区復興まちづくり支援施設の建設に着手し、2カ年間で整備を進めてまいります。また、旧渡小学校周辺に計画している道の駅及び復興記念公園の整備に向けた土地購入費を計上しております。

民生費では、老人福祉費において敬老年金を計上し、引き続き1年以上住所を有する75歳以上の方々への給付を行うことで、健康で生きがいのある暮らしづくりを推進してまいります。

地域支え合いセンター事業については、仮設住宅の改修が進む中、災害を契機として築いてきた支援体制を一過性のものとすることなく、今後は高齢者や要支援者を含めた包括的な見守り体制へと発展させるため、事業期間を1年延長し、地域全体で支え合う体制の構築を進めてまいります。

児童福祉総務費では、こども食堂等への支援を通じて地域における子どもの居場所づくりと見守り機能の充実を図ります。

衛生費では、村内唯一の医療機関としての機能を確保するため、村営化する球磨村診療所の指定管理委託料を計上し、村民が身近な場所で安心して医療を受けられる体制を維持してまいります。

農林水産業費では、林業振興費において深刻化する有害鳥獣被害の抑制を図るため、森林環境譲与税を活用し、捕獲個体への補助単価を3年間限定で増額いたします。また、ジビエ解体処理加工施設への個体搬入に対する上乗せ補助を行い、地域資源の利活用を推進するとともに、特用品開発やふるさと納税返礼品への展開につなげてまいります。

山村振興対策費では、一勝地交流センター「かわせみ」の指定管理者を新たに指定し、民間のノウハウを活かした収益向上とサービス向上を図ることで、関係人口の創出及び観光拠点施設として活性化を推進してまいります。

商工費では、洞窟探検家である吉田勝次さんの活動を通じた本村のPRを行い、専用ワッペン等による広告宣伝を実施することで、戦略的なプロモーションと村のイメージ向上を図ります。

土木費では、橋梁の点検・補修を計画的に進めるとともに、村道渡大槻線等の適切な維持管理を行います。

消防費では、被災した消防施設の復旧及び防火体制の再構築を目的として、友尻地区防火貯水槽の整備、並びに分団の消防詰所及び車庫の再建支援を行い、地域防災基盤の強化に取り組みます。

教育費では、高校生等教育支援補助金や入学進級準備給付金のほか、国・県補助金を活用した学校給食費助成を継続し、子育て世帯へ経済的支援を引き続き実施いたします。

また、外国青年招致事業費では、オンラインシステムを活用した海外の学生との交流事業を実施し、国際化が進展する社会に対応できる視野と、実践的なコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

令和8年度の予算編成では、渡地区の復興が続く支援施設やにぎわい交流拠点の整備など、創造的復興に向けた施策に加え、喫緊の課題解決に向けた事業を優先して計上しております。

一方で、本村の財政力指数は県内で最も低い水準にあり、歳入の多くを地方交付税等に依存する財政構造となっています。人口減少や税収基盤の縮小といった慢性的な課題を抱える中で、自主財源の確保は避けて通れない重要な課題であります。今後は、ふるさと納税の強化はもちろんのこと、地域資源の高付加価値化、指定管理施設の収益向上など既存施設の磨き上げに加え、新たな収益機会の創出に積極的に取り組んでまいります。

あわせて歳出面においても、事業の選択と集中を徹底し、将来世代への負担を見据えた財政運

営を行うことで、持続可能な村政運営を確立してまいります。

次に、議案第35号令和8年度球磨村国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入では、国民健康保険税につきましては、県が示す標準保険料率をもとに算出しているところですが、被保険者数の減少により前年度比より減額しております。また、県補助の保険給付費等交付金を前年度比で増額しております。

歳出では、総務費につきましては、システム改修費を前年度比で増額並びに医療の高度化等による一人当たりの医療費の高度化に伴い、保険給付費を前年度比で増額しております。

また、健康保険事業費給付金につきましては、被保険者の減少により前年度比で減額しております。

このようなことから、国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算と比べ333万5千円増の、歳入歳出それぞれ4億9,071万6千円とする予算を編成したところです。

次に、議案第36号令和8年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明します。

歳入では、被保険者から徴収します後期高齢者医療保険料及び一般会計から繰入れます一般会計繰入金を計上しております。

後期高齢者医療保険料率につきましては、本村では転出や死亡により被保険者数は減少しておりますが、団塊の世代の75歳到達により、県全体の被保険者数が増加していることから保険料率は上昇しており、前年度比で増額しております。

一般会計繰入金については、一般会計から繰入れします事務費と保険基盤安定負担金に係る繰入金を計上しております。

歳出では総務費が、村が行う窓口業務及び徴収事務に伴う経費を計上し、また、後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び一般会計からの繰り入れた保険基盤安定負担金を計上しております。

このようなことから、後期高齢者医療特別会計予算は、総額で前年度当初予算と比べ、929万2千円増の歳入歳出それぞれ7,294万2千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第37号令和8年度球磨村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入では、介護保険料、国・県支出金及び支払基金交付金、一般会計繰入金からの繰入金を予定しております。

歳出では、総務費において、第10期球磨村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた委託料や、介護情報基盤連携対応のための介護保険システム改修を計上し、保険給付費では、サービスの受給者の減少に伴い、各サービス給付費が減少しております。

また、令和8年度には令和6年度に策定いたしました第9期球磨村高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画の最終年度となります。これに伴い、令和7年度に実施いたしました介護保険ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえ、第10期計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

このようなことから、介護保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算と比べ3,680万円減の歳入歳出それぞれ6億3,400万円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第38号令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算についてはご説明申し上げます。

初めに、予算書第3条の収益的収入及び支出について、収益的支出の総額は9,027万3千円を計上しております。この費用は主に職員給与のほか施設の維持管理に係る費用です。収益的収入として水道使用料、他会計補助金を計上しております。

次に、予算書第4条の資本的収入及び支出について、資本的支出の総額は7,943万5千円を計上しております。この費用は建設改良費のほか、企業債の償還に係る費用で、引き続き渡排水区の排水管耐震化事業6,500万円を計上しております。

資本的収入として、企業債他会計出資金及び補助金、国庫補助金を計上しております。

令和8年度から公営企業会計に移行しますが、より一層の経営健全化を目指すとともに、今後におきましても村民の皆様に安定した安心・安全な水の供給に努めていくものでございます。

以上、令和8年度一般会計各特別会計及び事業会計予算について説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第37．同意第2号 球磨村教育委員会委員任命の同意について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第37、同意第2号球磨村教育委員会委員任命の同意についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました同意第2号球磨村教育委員会委員任命の同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の教育委員会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、4人を任命しております。今回、「大無田光幸」委員が、令和8年3月31日をもって一身上の都合により辞職されることから、後任として「毎床瞳」氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

「毎床瞳」氏につきましては、低学年児童の保護者として、当事者意識をお持ちである一方、既に成人されたお子様を育て上げた豊かな経験をあわせ持っておられます。

現在、毎床地区で梨栽培に従事され、ご自身の意見を明確かつ誠実に発信される方で、球磨清流学園のPTA活動においても熱心で、保護者や地域の方々から信頼も厚く、教育委員として適任であると確信いたしております。

なお、任期につきましては、残任期間となるため、令和8年4月1日から令和9年2月8日まででございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第38．同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

日程第39．同意第4号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

日程第40．同意第5号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

日程第41．同意第6号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

日程第42．同意第7号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

日程第43．同意第8号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

日程第44．同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第38、同意第3号から日程第44、同意第9号までは、球磨村農業委員会委員任命の同意についての議案ですので、7議案を一括して上程します。

本案件について提出者の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 一括上程いただきました、同意第3号から同意第9号球磨村農業委員会委員任命の同意について、提案理由を説明申し上げます。

本村の農業委員につきましては、球磨村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に基づき7名を任命しておりますが、委員の任期が令和8年7月19日で満了となることから、農業委員候補7名を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第80条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、農業委員候補者につきましては、令和7年12月25日から令和8年2月13日までの間募集を行い、7名の応募がございましたので、2月17日に球磨村農業委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に沿って慎重審議の上、農業委員候補として決定したところでございます。それでは、今回任命する方を申し上げます。

球磨村大字神瀬381番地、高沢正浩、球磨村大字神瀬丙237番地、松野三千夫、球磨村大字渡890番地、椎屋智司、球磨村大字一勝地甲77番地5、友尻辰生、球磨村大字三ヶ浦乙1784番地、大無田善一、球磨村大字渡甲134番地、内布敬正、人吉市下原田字荒毛1461番地22、大無田美和、以上7名でございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、３月１３日午前１０時から開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時45分散会
